

(仮称)「山形市公契約条例」骨子案

I 制度の趣旨

我が国の経済情勢の近況は、景気が回復しつつあるとの報道もされていますが、ここ数年の厳しい経済情勢の中で、全国の地方公共団体等で発注している工事、業務委託等の入札においては、ややもすれば、景気低迷を背景とした低価格競争が散見され、労働環境の悪化、とりわけ労働報酬の引き下げなどが懸念されてきました。

労働環境の悪化は、雇用不安及び労働意欲の低下を生み、発注者である地方自治体の事業の質の低下をもたらすほか、企業側にとっても長期的な安定経営をめざしていくうえで支障をきたすものと考えられ、結果として市民の生活と地域経済にも悪影響を与える可能性が憂慮されます。このことから、労働環境の悪化に一定の歯止めをすることが大きな課題となっていると受け止めているところです。

「公契約条例」は、地方自治体が公共工事、委託事業を事業者が発注する際、この事業に従事する労働者の賃金を適正に確保させる制度であり、あらかじめ賃金の最低基準額を定めておくものです。

市と契約の相手方である受注者は、対等の立場で契約を締結し、契約の当事者として互いの合意に基づき契約上の義務を負うこととなります。この契約において一定の労働報酬下限額を保証することで、従事する労働者の労働意欲を高めることにより、もって地方公共団体等で発注している事務又は事業の質を向上させ、最終的には市民が安心して豊かに暮らせる市民生活の実現を図るものです。

「公契約条例」は、平成21年に千葉県野田市で初めて制定され、これに続く動きが全国でも広まりつつあります。

II 山形市の公契約条例

山形市では、公契約条例の対象となる工事請負契約や業務委託に従事する労働者等の賃金等の下限額（作業報酬下限額）を定めることにより、公契約に係る作業に従事する労働者等の適正な賃金環境の確保を図るため、公契約条例を制定しようとするものです。

このことにより、公共工事や公共サービスの質の向上が図られ、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するものと考えています。

Ⅲ 条例に盛り込む事柄の概要

1 条例の目的

条例の目的と条例の対象となる「公契約」は、次のとおりとします。

(1) 条例の目的

公契約条例の対象となる工事請負契約や業務委託に従事する労働者等の作業報酬下限額を定めることにより、公契約に係る作業に従事する労働者等の適正な賃金環境を確保することを目的とします。このことにより、公共工事や公共サービスの質の向上が図られ、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するものと考えています。

(2) 対象となる「公契約」

この条例において「公契約」とは、市が当事者となる次に掲げる契約とします。

ア 工事の請負契約

イ 業務の委託契約

※ 市長が発注する案件だけでなく、上下水道業事業管理者、市立病院済生館開設者が発注する案件も対象とします。

2 公契約条例の適用範囲

公契約条例の対象として、あらかじめ作業報酬下限額を定める契約については、次のように予定価格による適用範囲を定めておきます。

(1) 予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約

〈説明〉

下請負者等を含め工事に携わる労働者が多い大規模の工事請負契約を対象とすることで、制度の実効性及び効果を高めようとするものです。

なお、予定価格1億5千万円以上の工事請負契約は、「契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例」により、重要な契約の締結として市議会の議決に付さなければならない契約とされています。

(2) 予定価格が1千万円以上の業務委託契約のうち、特定の業種のもの

〈説明〉

特定の業種のものとは、清掃業務、人的警備業務、施設の設備運転管理業務を考えています。

1件の予定価格が1千万円以上の契約には、業務の期間が長く従事者の数が多いものが多く含まれると見込まれ、制度の効果が上がることを期待するものです。

3 公契約の対象労働者の範囲

公契約条例の対象となる労働者の範囲は、次のとおり、公契約に係る業務に従事する労働者で、受注者に雇用される者だけでなくすべての下請業者、再委託業者に雇用される者を対象とすることを考えています。

(1) 工事請負契約

ア 労働者（労働基準法第9条に規定する労働者）であって公契約に係る作業に従事するもの

イ 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により公契約に係る作業に従事するもの（いわゆる一人親方）

(2) 業務委託契約

労働者（労働基準法第9条に規定する労働者）であって公契約に係る作業に従事するもの（労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣されたもの（派遣労働者）を含む。）

〈説明〉

公契約で対象となる労働者の範囲については、労働基準法第9条に規定する労働者のほか、工事請負契約については、受注者等との間で請負契約を締結している、いわゆる「一人親方」を対象としています。

労働基準法第9条に規定する労働者は、賃金を支払われる者であり、正規労働者のほか、パートや日雇い労働者も含まれます。

〈参考〉

労働基準法

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所「以下「事業」という。」に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

4 公契約の作業報酬

労働者に支払う作業報酬の下限額については、次のそれぞれに掲げる労務単価を参考にしながら、その他の事情を勘案して定めようと考えています。なお、労働基準法に定める労働者以外（いわゆる一人親方）も対象とするため、名称を「作業報酬」とするものです。

(1) 工事請負契約

市が工事費の積算に用いる**公共工事設計労務単価**

〈説明〉

公共工事設計労務単価は、国土交通省及び農林水産省が、公共事業従事者の賃金実態を調査し定めた、公共工事発注の際に工事費の積算に用いるための単価です。この単価は、都道府県及び職種ごとに設定されていることから、作業報酬の下限額の参考とするのに適当であると考えたものです。

(2) 業務委託契約

国が建築保全業務の積算に用いる**建築保全業務労務単価**

〈説明〉

建築保全業務労務単価は、国土交通省が実施している建築保全業務労務単価実態調査結果に基づいて決定されるもので、建築保全業務積算基準の技術者区分に沿った賃金の単価です。

国の建築物等の営繕業務の積算に使用され、毎年、北海道、宮城、東京、愛知など10都道府県の単価が公表されています。山形県においては調査等が行われていないため、隣接する宮城県に適用される建築保全業務労務単価を参考にしようとするものです。

5 公契約条例の遵守状況の確認等

条例の実効性を確保するために、報告書の提出、労働者からの申出、作業報酬の支払状況等の調査及び条例違反の場合の措置について、次のとおりとします。

(1) 賃金等に関する報告書の提出

公契約条例が遵守されているかを確認するために、受注者に対し、対象労働者の氏名、従事する職種、従事時間、賃金その他必要な事項を記載した調書を作成し、定められた時期に市に提出することを求めています。

(2) 労働者からの申出

作業報酬下限額が守られていない場合、労働者等は、市又は受注者に対して申出をすることができることとします。なお、申出を行った労働者等が、不利益な取り扱いを受けることのないように規定することを考えています。

(3) 作業報酬の支払状況等の調査

労働者等から市に申出があった場合は、市は受注者に対して、関係資料の提出や報告を求めるとともに、事業所への立入り、関係書類等の検査、関係者への聞き取りなど、必要な調査を行っていきます。

(4) 条例違反の場合の措置

受注者等に条例違反があった場合は、市は受注者に対して、是正措置を講ずることを求めていく考えです。

受注者が調査を拒んだり虚偽の報告をしたり、正当な理由がなく是正措置の改善を行わなかった場合等において、市は、当該事実の公表、当該契約の解除等を行うことができるものとします。

6 指定管理者

指定管理者は、議会の承認を得て指定され、市に代わり公の施設の管理運営を行うものです。このため、指定管理者が当事者となり、発注する業務委託契約についても、1件の予定価格が1千万円以上のものに携わる者について、この条例の趣旨に沿った賃金環境が確保されるよう必要な事項を定めるものです。なお、対象とする業種は、市と同様とすることを考えています。

〈説明〉

指定管理制度を導入し、民間事業者やNPO法人などが管理・運営を行っている公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であることから、その施設のサービスの品質を確保することが必要です。

したがって、指定管理者が行う業務委託については、市と同様の扱いとするものです。

7 作業報酬審議会

労働者に支払う作業報酬の下限額は、外部の方々の意見を聴いた上で、市長が決定します。このため、事業者、労働者及び学識経験者から構成される「作業報酬審議会」を設置します。

作業報酬審議会では、作業報酬下限額の審議のほか、条例の施行や運用に係る諸課題について、市長の諮問に応じ、調査審議していただくことを考えています。

8 市の責務

市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じることとします。

9 公契約の相手方となる者の責務

公契約の相手方となる者は、次のことに努めなければなりません。

- (1) この条例の趣旨を尊重し、公契約に係る市の施策に協力するよう努めなければなりません。
- (2) 公契約に係る事務又は事業に携わる者としての社会的責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、誠実に当該事務又は事業を実施するよう努めなければなりません。
- (3) 公契約に係る事務又は事業の実施に従事する者の適正な賃金環境の確保に努めなければなりません。